

はまぐり資源を大切に

ルールを守りましょう



潮干狩りにはルールがあります!

▶ 区域が決まっています!

鹿島灘の潮干狩りの区域は4箇所の海岸に限定されています。
その他の海岸では貝類を採ることはできません。

▶ 量の制限があります!

と
[採れる量は1人あたり1日1kgまで]

大洗町から神栖市までの海岸には、鹿島灘はまぐり・こたまがい・ほっきがいなどを対象とした漁業権が設定されていますので、この区域内でこれらの貝類を採ることはできません。

ただし、漁業権者である鹿島灘漁業権共有組合連合会は、貝類資源が減少している中、地域振興を図るため、潮干狩りを楽しむ一般の人々に「1人あたり1日1kgまで」の貝類の採捕を認めています。

▶ 大きさに制限があります!

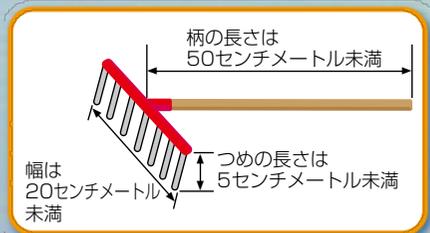
3cm以下の鹿島灘はまぐり、こたまがいは採ってはいけません。

ほっきがいは、7cm以下は採ってはいけません。



▶ 道具の制限があります!

使える道具は図に示すものです。
網をつけることは禁止されています。
市販品を購入する場合にも、十分注意してください。



上記の制限に違反して貝類を採った場合、法令により罰せられることがあります。

鹿島灘で潮干狩り

検索



<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/chosei/leisure/shiohigari201804.html>

茨城県

茨城県農林水産部漁政課 茨城県水戸市笠原町978番6
TEL:029-301-4080 E-mail gyo-chosei@pref.ibaraki.lg.jp

茨城海区漁業調整委員会

TEL:029-301-4083 E-mail igyocho@pref.ibaraki.lg.jp

鹿島灘漁業権共有組合連合会

[大洗町・鹿島灘・はさき漁業協同組合]
茨城県鹿嶋市大字平井字灘2289(鹿島灘漁協内) TEL:0299-82-2089

二枚貝の資源保護のため、 鹿島灘の潮干狩りは下の4区域に限られています。

大洗地区

(大洗地区・大貫地区海岸)



鉾田地区

(大竹地区海岸)



鹿島地区

(下津地区海岸)



神栖地区

(日川地区海岸)



区域等に違反した場合、法令により罰せられることがあります。